

2018年6月11日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第468号）

# 国務院、 3 自由貿易区の改革開放深化方案を公布 2020 年に向けた建設目標を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2018年5月4日付で『中国（広東）自由貿易試験区における改革開放のさらなる深化方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2018]13号）、『中国（天津）自由貿易試験区における改革開放のさらなる深化方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2018]14号）、『中国（福建）自由貿易試験区における改革開放のさらなる深化方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2018]15号）を公布しました。当局は「これら3つの自由貿易区は、運営開始以降、一連の複製・普及可能な改革・革新の経験を積み重ね、成果を上げている」と評価した上で、「簡政放権（行政簡素化、権限委譲）」、「放管結合（権限委譲と監督・管理強化の両立）」、「優化服務改革（行政サービスの最適化）」のさらなる推進や、ビジネス環境に係る法整備・国際化・利便性向上等を巡り、貿易、投資、金融等の分野での改革をより一層進める方針を明らかにし、さらに、改革に関する自由貿易区の裁量拡大についても言及しました。

### □ 2020 年に向けた建設目標

各『方案』では2020年に向けて広東省・天津市・福建省独自の地域的特性を踏まえた建設目標が掲げられ、その具体的な措置が盛り込まれています<sup>1</sup>。

中国（広東）自由貿易試験区（以下、「広東自由貿易区」）は、香港、マカオとの経済協力を強化する粵港澳（広東省・香港・マカオ）大湾区協力モデル区の建設等に重点を置き、法整備、金融業の対外開放試験モデル窓口の建設、粵港澳地域内のサービス貿易の自由化等の18分野に亘る措置を講じるとしています。

中国（天津）自由貿易試験区（以下、「天津自由貿易区」）は、京津冀（北京市・天津市・河北省）共同發展モデル区の建設等を踏まえ、最先端・ニューテクノロジーの実用化推進等の16分野に亘る措置を打ち出しています。

<sup>1</sup> 2018年5月24日、国務院新聞弁公室が開いた記者会見で広東省、天津市、福建省の責任者は各自の『方案』の概要等を説明しました。

中国（福建）自由貿易試験区（以下、「福建自由貿易区」）は、兩岸（福建省と台湾）経済協力の促進や21世紀海上シルクロードにおける核心地域の建設加速等を巡り、ビジネス環境のハイレベル化・国際化、政府サービスの標準化・透明化、台湾との金融面での協力強化等の21分野に亘る措置を打ち出しています。

【図表1】2020年に向けた建設目標

	広東自由貿易区	天津自由貿易区	福建自由貿易区
制度体系の構築、 ビジネス環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓投資・貿易における国際規則を対象としたベンチマーキングの実施</li> <li>✓国際水上輸送ハブ(中枢拠点)、国際貿易センター、金融業の対外開放試験モデル窓口に相応する制度体系の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓投資・貿易における国際規則とリンクさせた制度体系の構築</li> <li>✓ビジネス環境に係る法整備・国際化・利便性向上</li> </ul>	
地域的特性を生かした内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓開放型経済新体制先行区の建設</li> <li>✓ハイレベルの対外開放窓口の建設</li> <li>✓粵港澳大湾区協力モデル区の建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓開放型経済新体制の構築</li> <li>✓国際競争力の面での新たな優位性の創出</li> <li>✓京津冀共同发展モデル区の建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓開放と革新を融合・一体化させた総合改革試験区の建設</li> <li>✓兩岸経済協力モデル区の建設</li> <li>✓21世紀海上シルクロード沿線国・地域向けの開放・協力における新たな、且つ重要なポジションの構築</li> </ul>
改革試行措置の 全面実施地域 <sup>注</sup>	珠江デルタ地域	濱江新区	福州市、アモイ市、平潭総合実験区
改革試行措置の 普及・試行地域 <sup>注</sup>	広東省	天津市	福建省

注：各種改革試行措置において、関連条件を満たす場合

(3つの『方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### □ 先進的な国際規則をベンチマークの対象に

3つの『方案』では、「先進的な国際規則をベンチマークの対象とする」としています。このなかで、より一層透明化・開放された市場参入管理モデルの構築について、以下の措置を講じています。

- ✓ 外商投資企業に対する「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理制度のさらなる整備
- ✓ 市場参入規制の大幅な緩和
- ✓ サービス業における対外開放の拡大
- ✓ 自由貿易区の外商投資ネガティブリストの開放度および透明度の引き上げ
- ✓ ネガティブリスト管理モデルに相応する事中・事後監督・管理制度の構築
- ✓ 資格等の取得、入札募集・応札、権益保護等における差別的扱いの整理・廃止
- ✓ 特殊な分野を除いた、外商投資企業の経営期限に対する特別な管理要求の廃止（広東・天津自由貿易区）

そのほかに、広東自由貿易区は、CEPA 枠組みにおける香港・マカオ向けサービス業のさらなる開放、中継貿易、オフショア貿易等の国際貿易の新たな形態の発展の支援等を推進します。

天津自由貿易区は、自動車、飛行機、船舶メンテナンス等の先進製造業分野および銀行、保険、金融サービス分野でのさらなる開放、スマート製造、先端通信、遺伝子診断等の新興産業における制度革新の強化に取り組みます。

福建自由貿易区は、電子情報産業、石油化学工業、金融業等の分野での新しいプロジェクトの育成、台湾に対する輸入規制緩和、区内で就業・生活している台湾出身者に対し医療、金融、住宅等の面での待遇を大陸出身者と同等にするようサポートするとしています。

【図表 2】 広東・天津・福建自由貿易区の具体的な措置（抜粋）

広東自由貿易区	天津自由貿易区	福建自由貿易区
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際貿易手続きの「単一窓口」をサービス貿易分野にも導入</li> <li>✓ 香港・マカオの金融、会計、法律、建築等の専門サービス業に対する市場開放</li> <li>✓ 香港の建設工事管理モデルを導入</li> <li>✓ 香港・マカオの航路を特殊航路として管理</li> <li>✓ 地域型のエクイティ取引市場および再保険センターを設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外資系金融機関による区内での外資銀行設立、民間資本との共同での合弁銀行設立を認める</li> <li>✓ 外国弁護士事務所と中国弁護士事務所による区内での共同経営、協議方式を通じた法律顧問としての弁護士の相互派遣を認める</li> <li>✓ 区内で設立された外資 100%出資、もしくはマジョリティ出資会社によるリジョーナル機・汎用航空機のメンテナンス業務の展開を支援、外資 100%出資の公演・イベント関連仲介会社の設立を認める</li> <li>✓ 国外機構および企業による人民元建ての起債を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 条件を満たす区内の多国籍企業に対し届出後、グループ内のクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の展開を認める</li> <li>✓ 区内における銀行業金融機関による企業への信用貸付を支援</li> <li>✓ 台湾に対しスポーツ、教育等の分野での開放拡大、IC、光学機器、精密機械等の先端製造業、コールドチェーン物流、文化クリエイティブ、ヘルスケア・介護等のサービス業で台湾との協力強化</li> <li>✓ 条件を満たす区内の銀行に対し海外企業・海外個人のニュー台湾ドル口座の開設を認める</li> </ul>

(3つの『方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

\*

各地の『方案』の詳細については、以下の URL からダウンロードできる通達の中国語原文をご参照ください。

国务院关于印发进一步深化中国（广东）自由贸易试验区改革开放方案的通知 国发〔2018〕13号

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content\\_5293009.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content_5293009.htm)

国务院关于印发进一步深化中国（天津）自由贸易试验区改革开放方案的通知 国发〔2018〕14号

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content\\_5293012.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content_5293012.htm)

国务院关于印发进一步深化中国（福建）自由贸易试验区改革开放方案的通知 国发〔2018〕15号

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content\\_5293013.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content_5293013.htm)

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。